

第2章 基地の整理・縮小

第1節 概要

復帰前の沖縄の米軍基地の実態は、密度、機能においても本土のそれとは比べものにならないものがあった。

昭和46年11月24日、第67回国会では、「政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべき」ことが決議されるなど、本県の米軍基地の整理が進むかに見えた。

しかしながら、復帰時（昭和47年5月15日）に28,661ヘクタールあった沖縄の米軍基地は、その後、日米安全保障協議委員会（S C C、いわゆる「2+2」、以下この節において「S C C」）で合意された米軍基地の整理・統合計画等に基づいて徐々に返還が進められているものの、今なお、県土面積の10.2パーセントにあたる23,176ヘクタール（平成24年3月現在）が存在している。特に、人口、産業が集中する沖縄本島では18.3パーセントを占めるなど高密度の状況にあり、道路網の整備、計画的な都市づくりや産業用地の確保の支障となるなど、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっている。

このため、県は基地の整理・縮小を県政の最重要課題として位置づけ、基地の整理・縮小を含めた本県の基地問題解決の促進を日米両政府に対し強く訴えてきた。

沖縄の基地問題については、平成7年の米軍用地の強制使用問題や、同年10月の県民総決起大会、平成8年の県民投票など一連の動きの中で、全国的な問題として日米両政府を動かすこととなった。

このような状況の下、平成7年11月に、本県の米軍基地について協議する機関として、政府と県の間には「沖縄米軍基地問題協議会」が、さらに、日米両政府の高官レベルの協議機関として「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O = Special Action Committee on Okinawa）」が設置された。

平成8年（1996年）12月、普天間飛行場の全面返還を含む11施設の米軍基地を返還することなどを内容とするS A C O最終報告が合意された。

県としては、本県が戦後70年近く負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、先ずS A C Oで合意された普天間飛行場を含む11施設5,002ヘクタールの整理縮小を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると考えている。

しかしながら、S A C Oの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用施設面積の約69.3パーセントの米軍基地が存在することから、沖縄県は、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、S A C Oで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考え、平成13年5月、パウエル国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、平成14年8月、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、平成15年11月、ラムズフェルド米国防長官に対し、平成16年11月、米国議会に設置された「合衆国海外軍事施設の構成見直しに関する委員会」に対し、沖縄の米軍基地問題の解決促進を要請した。

日米両国が、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議を進める中、平成17年3月に、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官に対し、米軍再編の中での沖縄県の基地負担の軽減を要請した。

米軍再編の日米協議は、平成17年2月19日のS C C及び、同年10月29日のS C Cにおける協議を経て、平成18年5月1日のS C Cにおいて、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意された。

平成24年4月27日のS C Cの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納より南の土地の返還について、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定するとともに、約9千人の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意された。

第2節 米軍基地の整理・統合計画

1 米軍基地の整理・統合計画

本土における米軍基地については、昭和43年12月に開催された第9回日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ、以下、本節において「ＳＣＣ」という。）において策定された、いわゆる「関東計画（関東地域における米軍基地を横田基地に統合する計画）」に基づき、逐次返還及び移設が進められ、現在ではそのほとんどが完了している。これらは、基地周辺地域の急速な都市化に伴い強まった住民の要望に応えたものである。

一方、沖縄県の米軍基地の整理・統合については、昭和48年1月に開催された第14回ＳＣＣにおいて初めて協議・検討がなされ、那覇海軍航空施設の全部、那覇空軍・海軍補助施設の全部、牧港住宅地区の一部の3事案が返還合意された。

さらに、昭和49年1月に開催された第15回ＳＣＣで48事案、昭和51年7月の第16回ＳＣＣで12事案の全部又は一部の返還が了承され、延べ63事案の返還及び移設が進められることとなった。その了承内容は、移設なし返還合意施設が24事案、移設後返還される施設が29事案、引き続き検討される施設が10事案となっている。

また、昭和63年4月、当時の西銘知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄県の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成2年6月19日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案3件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、ＳＣＣ事案9件（前述のＳＣＣで了承された施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないもの）、軍転協事案8件（県知事と米軍基地等が存在する市町村長で構成する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の返還要望）及び米側事案3件（米側が返還可能としたもの）の計23件（いわゆる「23事案」）について、返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

2 基地の返還状況

復帰後、平成24年3月31日までに返還された米軍基地面積は約5,709ヘクタールだが、この間に追加提供された面積等により、実質減少面積は5,485ヘクタールとなり、復帰時の米軍基地面積28,660.8ヘクタールから約19.1パーセント減少したことになる。

返還された米軍基地の大部分は、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理・統合計画に基づくもので、3回のＳＣＣを通して了承された63件のうち、平成24年3月31日までに56件の全部又は一部返還が実現し、面積にして3,003ヘクタールが返還されている。このうち第14回ＳＣＣ事案3件については、昭和62年5月31日の牧港住宅地区の返還をもって480ヘクタール全部の返還が達成され、第15回ＳＣＣ事案48件については44事案、面積にして1,883ヘクタールの一部又は全部が返還され、第16回ＳＣＣ事案12件については、9事案、面積にして640ヘクタールの一部又は全部の返還がなされている。

一方、23事案については、平成24年3月31日までに19事案、面積にして669ヘクタールが全部返還され、2事案、面積にして143ヘクタールが一部返還されており、残りの2事案が未返還となっている。

日米安全保障協議委員会における返還了承事案の処理状況（沖縄県関係）

平成24年3月31日現在（面積単位：千㎡）

ＳＣＣ	返 還 計 画		返 還 済		未 返 還	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
第14回(S48. 1. 23)	3	4,804	3	4,804	0	0
第15回(S49. 1. 30)	48	25,418	44	18,827	4	6,587
第16回(S51. 7. 8)	12	16,218	9	6,403	3	9,815
合 計	63	46,440	56	30,034	7	16,402

注 数値は沖縄防衛局による。

平成2年6月19日日米合同委員会・確認事案（23事案）返還状況

平成24年3月31日現在（面積単位：千㎡）

施設名	事案数	確認面積	返還面積	未返還面積	備考 (現在の面積)
北部訓練場	2	4,798	4,798	0	78,332
八重岳通信所	1	192	192	0	37
キャンプ・シュワブ	1	5	5	0	20,626
キャンプ・ハンセン	2	1,653	34	1,619	51,182
恩納通信所	2	624	624	0	全部返還済み
嘉手納弾薬庫地区	2	1,869	1,443	426	26,579
知花サイト	1	1	1	0	全部返還済み
トリイ通信施設	1	38	38	0	1,934
嘉手納飛行場	1	21	21	0	19,872
砂辺倉庫	1	3	3	0	全部返還済み
キャンプ桑江	2	405	400	5	675
キャンプ瑞慶覧	2	469	469	0	5,957
普天間飛行場	1	42	0	42	4,805
牧港補給地区補助施設	1	1	1	0	全部返還済み
工兵隊事務所	1	45	45	0	全部返還済み
那覇冷凍倉庫	1	建物(0.1)	建物(0.1)	0	全部返還済み
陸軍貯油施設	1	43	43	0	1,277
合計	23	10,209.1	8,117.1	2,092	

注 沖縄防衛局の資料による。ただし、備考欄、合計欄は県が作成。

施設名	※	23事案	事案の返還状況	面積(千㎡)
北部訓練場	○	①国頭村伊武部岳地区、東村高江地区	返還済 H5.3.31	4,798
	○	②県道名護国頭線以南の一部	返還済 H5.3.31	(2,558)
八重岳通信所	○	③南側(名護市)及び北側(本部町)	返還済 H6.9.30	192
キャンプ・シュワブ	○	④国道329号沿いの一部(辺野古)	返還済 H5.3.31	5
キャンプ・ハンセン	—	⑤東シナ海斜面部分	未返還	1,619
	○	⑥金武町内の一部	返還済 H8.12.31	34
恩納通信所	○	⑦施設全部	返還済 H7.11.30	624
	○	⑧施設東側部分	返還済 H7.11.30	(260)
嘉手納弾薬庫地区	△	⑨旧東恩納弾薬庫(ごみ焼却用地部分)	返還済 H17.3.31	90
		⑨旧東恩納弾薬庫(陸自継続使用部分)	返還済 H18.10.31	584
		⑨旧東恩納弾薬庫部分	未返還	426
		⑨国道58号沿い東側部分、南西隅部分	返還済 H11.3.25	735
	○	⑩嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.25	34
知花サイト	○	⑪施設全部	返還済 H8.12.31	1
トリイ通信施設	○	⑫嘉手納バイパス計画部分	返還済 H11.3.31	38
嘉手納飛行場	○	⑬南側の一部(桃原)	返還済 H8.1.31	21
砂辺倉庫	○	⑭施設全部	返還済 H5.6.30	3
キャンプ桑江	△	⑮東側の南側	返還済 H6.12.31	16
		⑮東側の北側	未返還	5
	○	⑯北側部分	返還済 H15.3.31	384
キャンプ瑞慶覧	○	⑰泡瀬ゴルフ場	返還済 H22.7.31	468
	○	⑱通信ケーブル(登川)	返還済 H3.9.30	1
普天間飛行場	—	⑲東側沿い(市道11号)	未返還	42
牧港補給地区補助施設	○	⑳施設全部	返還済 H5.3.31	1
工兵隊事務所	○	㉑施設全部	返還済 H4.9.30	45
那覇冷凍倉庫	○	㉒施設全部	返還済 H5.3.31	建物 0.1
陸軍貯油施設	○	㉓浦添～宜野湾POL	返還済 H2.12.31	43

※○：返還済 △：事案のうち一部未返還 —：未返還の事案

注：面積欄で()は、その上記記載の面積の内数となっている。

第3節 重要三事案

広大な面積を占める米軍基地は、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼしており、地域の振興開発や県土の均衡ある発展を図る上で大きな制約となっている。

このため県では、県民生活の安定と基地の集中による県民の負担軽減を図るため、日米両政府に対し、米軍基地の整理・縮小を訴えている。特に次の三事案については、地域の産業振興及び県民生活の安定を図る上で重要な課題となっており、かつ、県民の要望も極めて強いため、平成6年6月の当時の大田知事の訪米要請の際、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年の節目の年（平成7年）までに、その解決を強く求めた。

その後、平成8年12月のSACO最終報告において、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減するため、土地の返還、訓練の改善などについて、移設・代替条件付きにより日米両政府で合意され、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還と県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止については、実現しており、那覇港湾施設の返還については、その全面返還を検討することが日米両政府間で合意された。

1 那覇港湾施設（那覇市）の返還

那覇港湾施設は、昭和49年1月の第15回日米安全保障協議委員会において、移設を条件に返還合意がなされている。同施設は、県都那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域である。

平成6年12月15日の日米合同委員会において、同施設の移設問題に関する検討を行うため、「那覇港湾施設特別作業班」の設置が認められた。同委員会は、平成7年5月11日、同作業班が行った勧告を承認した。その概要は、①約35.3ヘクタールの代替施設が那覇港港湾計画浦添埠頭地区内に移設されることを条件として、那覇港湾施設（約56.8ヘクタール）の全部及び牧港補給地区に隣接する約50メートルの制限水域の全部を返還する、②牧港補給地区と新しい港湾施設とを結ぶ進入道路が提供される、③新しい港湾施設には隣接する約50メートルの制限水域を含む、となっている。

さらに平成8年12月のSACO最終報告においても、浦添埠頭地区への移設と関連して、那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を日米共同で継続することが確認されている。移設先とされている浦添市においては、那覇港湾施設の同市への移設に強く反対していたが、平成13年11月12日に、移設受け入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の三つの協議会が国により設置された。現在、この三つの協議会において、移設に関連する諸措置、移設受け入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進めるための県都那覇市の振興事業について協議している。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市が了承した。代替施設については、那覇港港湾計画に参考掲載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

平成15年7月30日の日米合同委員会において、平成7年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意され、那覇港湾施設の代替施設については、新たに集積場（約14ヘクタール）が追加されることになった。

平成19年8月9日の第13回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、追加的な集積場を含む代替施設（約49ヘクタール）の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市が了承した。

平成19年12月11日の日米合同委員会において、平成15年の合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成23年4月15日の日米合同委員会において、平成22年3月の那覇港港湾計画変更を踏まえ、那覇港湾施設代替施設周辺の形状修正がなされた。

2 読谷補助飛行場（読谷村）におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還

読谷村では人口の増加に伴い、読谷補助飛行場（190.7ヘクタール）を囲む形で住宅地域が広がり、施設周辺の農耕地や住宅地域にパラシュートの訓練兵が降下する等の事故が発生し、33件の事故が確認されている。

同飛行場は狭隘だったため、事故のほとんどが農耕地や民家等の提供施設外への落下であるが、昭和25

年の燃料タンク落下による少女圧死、昭和40年のトレーラー落下による少女圧死等、悲惨な事故も発生しており、地域住民の生活に不安を与えていた。

このように、狭隘な農耕地や住宅地に囲まれた読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練は危険であるため、県や読谷村は、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止と同施設の返還を強く要請してきた。

平成8年12月のSACO最終報告において、読谷補助飛行場については、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移転された後に返還することが合意された。その後、平成11年3月に伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを表明し、同年4月に金武町が楚辺通信所の受け入れを表明した。なお、平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場において、パラシュート降下訓練は実施されていない。

平成14年10月3日の日米合同委員会において、楚辺通信所の移設完了後に読谷補助飛行場が返還されることが合意された。その後、楚辺通信所の移設工事の遅れにより返還が遅れていたが、平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（約138ヘクタール）が返還され、残りの部分（約53ヘクタール）についても平成18年12月31日に返還された。

3 県道104号線越え実弾砲撃演習（金武町）の廃止

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ全長約8.1キロメートルで、そのうち約3.7キロメートルがキャンプ・ハンセン内に位置している。県道104号線越え実弾砲撃演習は、県民の生活道路を演習の度に封鎖するのみならず、キャンプ・ハンセンの訓練区域周辺は住宅、学校、病院等が所在し、使用される155ミリ榴弾砲の射程距離が30キロメートルで訓練区域の規模（東西約13キロメートル、南北約4.2キロメートル）をはるかに上回っており、非常に危険であった。また、着弾地から生じる騒音や振動等、住民生活へ悪影響を与えてきた。さらに、同演習場内ではしばしば山林火災が発生し、貴重な自然の破壊や環境汚染をもたらしていることから、県は繰り返し米軍及び那覇防衛施設局に対し、同演習の中止及び廃止を要請してきた。

SACO最終報告は、平成9年度中に県道104号線越え実弾砲撃演習が日本本土の演習場に移転された後、同演習を取り止めることとした。平成8年8月29日、日米合同委員会は「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」の勧告を受け入れ、県道104号線越え実弾砲撃演習の分散・実施について、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5カ所の演習場を移転先とし、訓練は年間最大4回、合計最大35日以内とするなどの内容を承認した。これによって県道104号線越え実弾砲撃演習は、平成9年3月の180回目の実施を最後に事実上廃止されることになった。

第4節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

1 SACO設置の経緯

沖縄県における米軍基地の整理縮小については、昭和47年1月の佐藤・ニクソン会談後の在沖米軍施設・区域の整理縮小に関する共同発表を踏まえ、日米安全保障協議委員会（SCC、いわゆる「2+2」、以下この節において「SCC」）による施設・区域の整理・統合計画により進められてきたが、復帰時の昭和47年5月15日から平成24年3月31日の間、米軍基地（専用施設）の整理縮小は、本土で約59パーセント進んだのに対し、沖縄県については18.2パーセントに止まるなど、県民の目に見える形での基地の整理縮小が図られてこなかった。

このような状況の中、平成7年（1995年）9月の米軍人による少女暴行事件を契機にした県民の基地問題の解決を求める強い要望や、国内外の沖縄の米軍基地問題に対する世論の高まりを背景に、日米両政府は、沖縄県における米軍施設・区域に係る問題の改善及び基地の整理・統合・縮小に真剣に取り組むこととなった。

日米両政府は、同年11月1日に来日したペリー国防長官と河野外務大臣、衛藤防衛庁長官との調整を踏まえ、11月19日、APEC（アジア太平洋経済協力会議）で来日中のゴア副大統領と村山総理大臣との会談で、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、SCCの下に「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会^{*1}（SACO=Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa）」の設置を決定した。

2 SACO最終報告の概要

平成8年（1996年）12月のSACO最終報告は、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、約5,002ヘクタールの土地の返還に合意するとともに、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止や航空機騒音の軽減措置、さらに日米地位協定の見直しについて、航空機事故調査報告書の公表や米軍公用車への番号標の取り付け等について一定の改善を図る内容となっている。

県としては、本県が戦後70年近く負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、先ず、SACOの合意事案を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識している。

しかしながら、SACOの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には、依然として在日米軍専用施設面積の約69.3パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要である。

※SACO最終報告の内容は、資料編を参照

*1：後に「沖縄に関する特別行動委員会（SACO=Special Action Committee on Okinawa）」に名称を変更

SACOの最終報告における土地の返還等

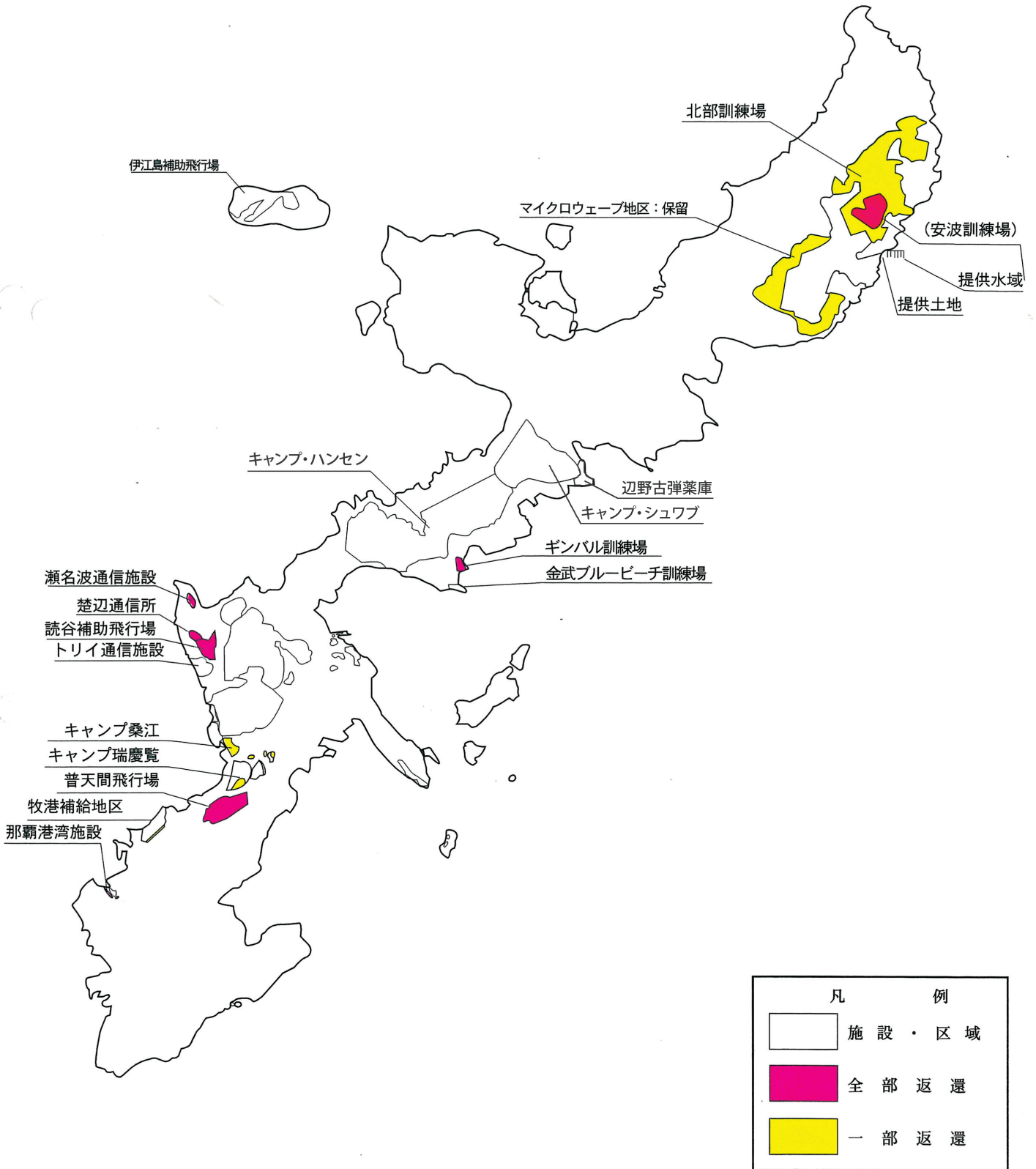
1 土地の返還

施設名等	区分	施設面積 (ha)	返還面積(ha) (返還年度(目途))	条 件 等
普天間飛行場	全 部	4 8 1	4 8 1 (5～7年以内)	海上施設の建設を追求(規模1,500m等) 岩国飛行場に12機のKC-130を移駐等 嘉手納飛行場における追加的整備等
北部訓練場	過 半	7, 5 1 3	3, 9 8 7 (平成14年度末)	海への出入りのため土地約38ha及び水域 約121haを提供 ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設
安波訓練場	全 部	(4 8 0)	(4 8 0) (平成9年度末)	(共同使用を解除) (水域7,895ha)
ギンバル訓練場	全 部	6 0	6 0 (平成9年度末)	ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練 場に、その他の施設をキャンプ・ハンセン に移設
楚辺通信所	全 部	5 3	5 3 (平成12年度末)	アンテナ施設及び関連支援施設をキャン プ・ハンセンに移設
読谷補助飛行場	全 部	1 9 1	1 9 1 (平成12年度末)	パラシュート訓練を伊江島補助飛行場に移転 楚辺通信所を移設後返還
キャンプ桑江	大部分	1 0 7	9 9 (平成19年度末)	海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設 (返還面積には返還合意済みの北側部分を含む)
瀬名波通信施設	ほぼ全部	6 1	6 1 (平成12年度末)	アンテナ施設等をトリエ通信施設に移設 マイ クロウェーブ塔部分(約0.1ha)は引続き使用
牧港補給地区	一 部	2 7 5	3 (国道拡幅に合わせ)	返還に伴い影響を受ける施設を残余の施 設内に移設
那覇港湾施設	全 部	5 7	5 7	浦添埠頭地区(約35ha)への移設と関連 して、返還を加速化するために共同で最 大限の努力を継続
住宅統合		6 4 8	8 3 (平成19年度末)	キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在 する米軍住宅を統合
計		9, 4 4 6	5, 0 7 5	
新規提供			▲7 3	(那覇港湾施設35ha、北部訓練場38ha)
合 計		1 1 施設	5, 0 0 2	県内施設面積の約2.1%減

2 騒音軽減イニシアティブの実施

事 案	概 要
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	海軍航空機の運用及び支援施設を、主要滑走路の反対側 に移転。MC-130航空機を主要滑走路北西に移転
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を設置

SACO最終報告による米軍 施設・区域の返還等



3 SACOの進捗状況

(1) 土地の返還

ア 普天間飛行場

第6節に別記

イ 北部訓練場

ヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）を返還される区域から同訓練場の残余の部分に移設することを条件としており、国は、ヘリパッド移設にあたり、ヘリパッド移設候補地の選定に関する環境調査を平成10年12月から平成12年3月まで実施し、平成13年1月に調査結果を公表した。この調査結果において、天然記念物や山原の固有種等、特記すべき動・植物の種が多数確認されたことから、自然環境への影響をより最小限にとどめることのできる移設候補地を選定するため環境調査を継続して実施した。

平成14年6月、国は、環境影響評価条例に準拠した環境影響評価の手続きを開始し、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に係る継続環境評価検討書（環境影響評価方法書に相当）を作成し、平成14年6月21日から7月22日までの間、閲覧に供した。

そして、平成14年11月から平成16年3月までの間、継続環境調査を実施し、これらの結果を環境影響評価図書（環境影響評価書に相当）として平成19年2月21日から3月22日までの間、閲覧に供した。

平成19年3月13日の日米合同委員会でヘリコプター着陸帯移設予定地6箇所のうち、3箇所の建設を実施することが合意され、平成19年7月3日から3箇所の移設工事に着手した。

平成20年1月9日、日米合同委員会でヘリコプター着陸帯残り3箇所の建設を実施することが合意された。

平成20年11月25日、沖縄防衛局は工事に反対する人々を債務者とする通行妨害禁止及び工作物等撤去の仮処分を那覇地方裁判所に申し立てた。

平成21年12月11日、那覇地方裁判所は一部の債務者に関して妨害禁止の決定を出した。

平成22年1月29日、沖縄防衛局は中心的な妨害者2名に対する通行妨害禁止を求め、那覇地方裁判所に提訴した。

平成22年2月1日、沖縄防衛局は東村高江区公民館で区民を対象とする説明会を開催した。

平成22年7月20日、高江区は受け入れに伴う補償案と負担軽減策を盛り込んだ要請書を村に提出した。同日付けで村は要請書を沖縄防衛局に進達した。

平成24年3月14日、那覇地裁は判決で反対運動の住民2人に対し1人に国側の通行を妨害しないよう命じ、残る1人については国の請求を棄却した。

平成24年3月27日、妨害禁止を命じられた住民側が福岡高裁那覇支部に控訴した。

ウ 安波訓練場

共同使用が解除され、平成10年12月に返還が実現した。

エ ギンバル訓練場

SACO最終報告において、ヘリコプター着陸帯がブルー・ビーチ訓練場に移設され、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後、返還された。ヘリコプター着陸帯のブルー・ビーチ訓練場への移設について、平成19年6月12日に金武町長が町議会で移設することについて受入を表明し、6月14日に町議会は町長表明を容認する宣言文を賛成多数で可決した。

平成20年1月24日の日米合同委員会で、ヘリコプター着陸帯をブルー・ビーチ訓練場へ移設すること等を条件に、ギンバル訓練場の全面返還が合意され、平成23年7月31日に返還された。

オ 楚辺通信所

平成18年4月及び11月、日米合同委員会においてキャンプ・ハンセンに建設した代替施設を米側に提供することが合意され、平成18年12月31日に返還された。

カ 読谷補助飛行場

平成11年3月24日、伊江村がパラシュート降下訓練の受け入れを正式に表明し、同年4月13日に金武町が楚辺通信所の受け入れを表明した。平成11年10月、日米合同委員会において、移転のため必要となる経費負担などの所要の措置について合意がなされた。平成14年10月3日の日米合同委員会において、楚辺通信所の移設完了後に読谷補助飛行場が返還されることが合意された。その後、楚辺通信所の移設工事の遅れにより返還が遅れていたが、平成18年7月31日、読谷補助飛行場用地の大部分（約138ヘクタール）が返還され、残りの部分（約53ヘクタール）についても、平成18年12月31日に返還された。

キ キャンプ桑江

平成15年3月31日、北側部分約38ヘクタールが返還された。

キャンプ桑江の海軍病院の移設については、移設先の宜野湾市が、平成12年7月27日に、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区への受け入れを表明した。また、平成17年1月13日、日米合同委員会においてキャンプ瑞慶覧の普天間地区に海軍病院及び関連施設を移設・整備することについて合意された。

平成18年12月22日、日米合同委員会において海軍病院の建設工事実施が合意され、平成25年1月24日、日米合同委員会において、海軍病院の移設整備の一部完了について了承された。

ク 瀬名波通信施設

地主は継続使用を求め、移設先であるトリイ通信施設の楚辺区住民も反対している状況にあったが、平成12年8月17日に開催された楚辺区区民総会において、移設が了承された。これを受け読谷村長から、地元の意向を尊重するとの発言があった。

平成14年3月1日の日米合同委員会において、アンテナ等を含む通信システム、管理・運用施設及び付帯施設をトリイ通信施設内に移設することを条件に、マイクロ・ウエーブ塔部分の土地を除く瀬名波通信施設の大部分（約61ヘクタール）を、日本政府に返還することが合意され、平成18年9月30日、マイクロウエーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールを除く全ての土地約61ヘクタールが返還された。

マイクロウエーブ塔部分の土地約0.3ヘクタールについては、平成18年10月の日米合同委員会において、トリイ通信施設の一部として同施設へ統合されている。

ケ 牧港補給地区（国道拡幅部分）

国道58号線の渋滞を緩和するため、拡幅計画を含めた検討がなされ、平成17年8月9日、浦添市長が一部返還に合意した。

なお、平成18年5月1日のS C Cにおいて合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において牧港補給地区の全面返還を目指すことが示された。平成24年4月27日の共同発表において、同地区の3段階に分けた返還が示されている。

コ 那覇港湾施設

平成13年11月12日、浦添市長が移設受け入れを表明した。

平成13年11月16日、国、県及び地元自治体の間の協議の場として、「那覇港湾施設移設に関する協議会」、「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」及び「県都那覇市の振興に関する協議会」の三つの協議会が国により設置された。現在、この三つの協議会において、移設に関連する諸措置、移設受け入れに係る諸措置及び跡地利用を円滑に進めるための県都那覇市の振興事業について協議している。

平成15年1月23日の第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁が提示した那覇港湾施設の代替施設の位置及び形状案について、県、那覇市及び浦添市が了承した。代替施設については、那覇港湾計画に参考掲載することになった。また、防衛施設庁は、那覇港湾施設の移設に当たり、代替施設は現有の那覇港湾施設の機能を確保することを目的としていることを明らかにした。

平成15年7月30日の日米合同委員会において、平成7年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成18年5月1日のS C Cにおいて、共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意され、那覇港湾施設の代替施設については、新たに集積場（約14ヘクタール）が追加されることになった。

平成19年8月9日の第13回「那覇港湾施設移設に関する協議会」において、防衛施設庁から、現有の那覇港湾施設の機能維持を目的としているものとして、追加的な集積場を含む代替施設（約49ヘクタール）の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市が了承した。

平成19年12月11日の日米合同委員会において、平成15年の合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。

平成23年4月15日の日米合同委員会において、平成22年3月の那覇港湾計画変更を踏まえ、那覇港湾施設代替施設周辺の形状が修正がなされた。

「那覇港湾施設移設受入に関する協議会」では、S A C O交付金、S A C O補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、再編交付金及びまちづくり事業を活用した浦添市による事業の実施について協議が行われており、これまで、当該交付金等により、まちなと児童センターや高齢者等総合福祉センター等が整備された。

「県都那覇市の振興に関する協議会」では、防衛省のまちづくり支援事業を活用し、那覇市により奥武山公園野球場が整備され、現在は、防衛省補助事業を活用した陸上競技場兼サッカー場の整備について協議されている。

サ キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧にかかる住宅統合

住宅統合の第1段階措置として、平成11年4月27日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のゴルフ・レンジ地区に、136戸の住宅（高層住宅2棟）及び関連施設を移設・整備することが合意され、平成14年2月に完成し、同年7月に米側へ提供された。

第2段階措置として、平成14年2月7日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内のサダ地区に、330戸の住宅（高層住宅2棟136戸及び低層住宅194戸）及びその関連施設を移設・整備することが合意され、低層棟については平成16年6月に、高層住宅については平成17年3月に完成し、平成17年9月に米側へ提供された。

第3段階措置として、平成16年3月11日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の北谷東地区に160戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、平成17年3月の日米合同委員会において、建設実施が合意され、平成21年2月に米側に提供された。

第4段階の措置として、平成17年3月11日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内の普天間地区及びアッパープラザ地区に、104戸の低層住宅及び他の関連施設を整備することが合意され、平成18年3月23日の日米合同委員会において、100戸の低層住宅の建設実施が合意された。このうち44戸は、平成21年12月に米側に提供済みである。

住宅統合については、約1,800戸の家族住宅を集約の上、建設することとしており、平成24年3月現在の工事建設の進捗状況は、米側に提供済みの住宅が670戸、一部造成工事中が56戸、合計726戸となっている。

(2) 訓練及び運用の方法の調整

ア 県道104号線越え実弾砲兵射撃演習については、同演習の本土移転が合意実施されたことから、平成9年3月7日以降、沖縄での演習は事実上廃止された。現在、矢白別演習場（北海道）、玉城寺原演習場（宮城県）、北富士演習場（山梨県）、東富士演習場（静岡県）、日出生台演習場（大分県）の5箇所の演習場において分散・実施されている。

イ パラシュート降下訓練については、移転先の伊江村が平成11年3月24日に受け入れを表明し、平成12年7月1日以降の訓練から日本側が経費を負担し、伊江島補助飛行場で訓練が実施されている。

ウ 公道における行軍については、取り止められている。

(3) 騒音軽減イニシアティブの実施

ア 航空機騒音規制措置については、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意がなされた。しかし、依然として環境基準値を超える騒音が発生している状況がある。

イ 普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機の岩国飛行場への移駐は、普天間移設の関係でまだ実現していない。また、岩国飛行場から米国へのAV-8航空機14機の移駐については、既に完了している。なお、平成18年5月1日のSCCにおいて、KC-130飛行隊の岩国飛行場への移転と、訓練及び運用のため海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開すること等が合意された。

ウ 嘉手納飛行場配備のMC-130航空機の運用の移転については、平成8年12月、従来の海軍駐機場から主要滑走路の北西に移転している。

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用の移転については、平成15年8月1日、沖縄市が海軍航空機の運用及び支援施設の移転受入を表明し、平成17年6月30日の日米合同委員会において、現有洗機施設を同飛行場内の空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転・整備することが合意され、平成19年1月25日の日米合同委員会において、洗機施設の移転に係る建設工事の実施が合意された。同駐機場の大型・中型機の洗機場は、平成20年9月に空軍大型機駐機場（L-11）地区へ移転した。

また、平成21年2月の日米合同委員会で、海軍駐機場の沖縄市側への移転実施が基本合意され、平成22年10月の日米合同委員会で海軍駐機場、誘導路、敷地造成等の工事について実施合意されており、平成24年12月現在、工事中である。

エ 嘉手納飛行場の遮音壁については、平成10年3月26日の日米合同委員会において建設の実施が合意され、平成11年12月末に完成し、平成12年4月20日の同委員会で、米軍へ提供することが合意された。

(4) 地位協定の運用の改善

ア 事故報告については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、米軍航空機事故の調査報告書の提供手続きに関する合意がなされた。また、平成9年3月31日の日米合同委員会において、事件・事故の通報体制の整備が合意された。

- イ 日米合同委員会合意の公表については、一層公表することを追求するとされた。
- ウ 合衆国の施設及び区域への立入については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、立入に関する新しい手続きが合意された。
- エ 米軍の公用車両の表示については、同措置についての合意が実施された。
- オ 任意自動車保険については、平成9年1月から地位協定の下にある全ての人員を、任意自動車保険に加入させることが決定された。
- カ 米軍人等が公務外で起こした事件に関する慰謝料の支払いについては、地位協定第18条6項の請求に関する支払い手続きを改善するよう共同の努力を行うとし、米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない場合、日本政府がその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力することが合意・実施されている。
- キ 検疫手続きについては、平成8年12月2日の日米合同委員会において、合衆国の船舶又は航空機が提供されていない飛行場に着くときは、日本国による検疫を受けるなど、人、動物及び植物の検疫に関する合意がなされた。
- ク キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去については、米国における米軍の射場に適用されている手続きと同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続きが実施されるとされた。

※第4章、第1節「日米地位協定とその見直しに向けた取り組み」を参照

第5節 在日米軍再編

1 在日米軍再編の経緯

米国は、新たな安全保障環境に対応するため、軍の変革（トランスフォーメーション）を進め、特に、平成13年の9.11同時多発テロによる国際情勢の劇的な変化を受けて、軍の変革の動きと戦略の見直しを進展させてきた。また、その一環として、同盟国などとの緊密な連携の下、世界規模での軍事態勢の見直しを進めてきた。

そして、日米両国は、兵力態勢の再編を含む安全保障面での日米同盟の将来に関する日米協議に取り組んできた。

日米両国は、平成14年12月の日米安全保障協議委員会（SCC、いわゆる「2+2」、以下この節において「SCC」）において、日米間の安全保障に関する協議を強化することが確認されたことを受け、平成17年2月19日のSCCにおいて、第1段階の共通戦略目標が確認された。また、第2段階の日米の役割・任務・能力とともに、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議を行うこととされた。

平成17年10月29日のSCCにおいて、共同文書「未来のための変革と再編」（いわゆる中間報告）が取りまとめられ、第2段階の日米の役割・任務・能力の具体的な方向性とともに、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢についての具体的な方向性が示された。

在沖米軍に関しては普天間飛行場の県内移設、第3海兵機動展開部隊司令部のグアム移転等が示された。

そして、平成18年5月1日のSCCにおいて、それまでの一連の成果として「再編実施のための日米のロードマップ」（いわゆる最終報告）という形で、第3段階の兵力態勢の再編の最終的なとりまとめがなされ、具体的施策を実施するための詳細が示された。

在沖米軍に関しては、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等が示された。

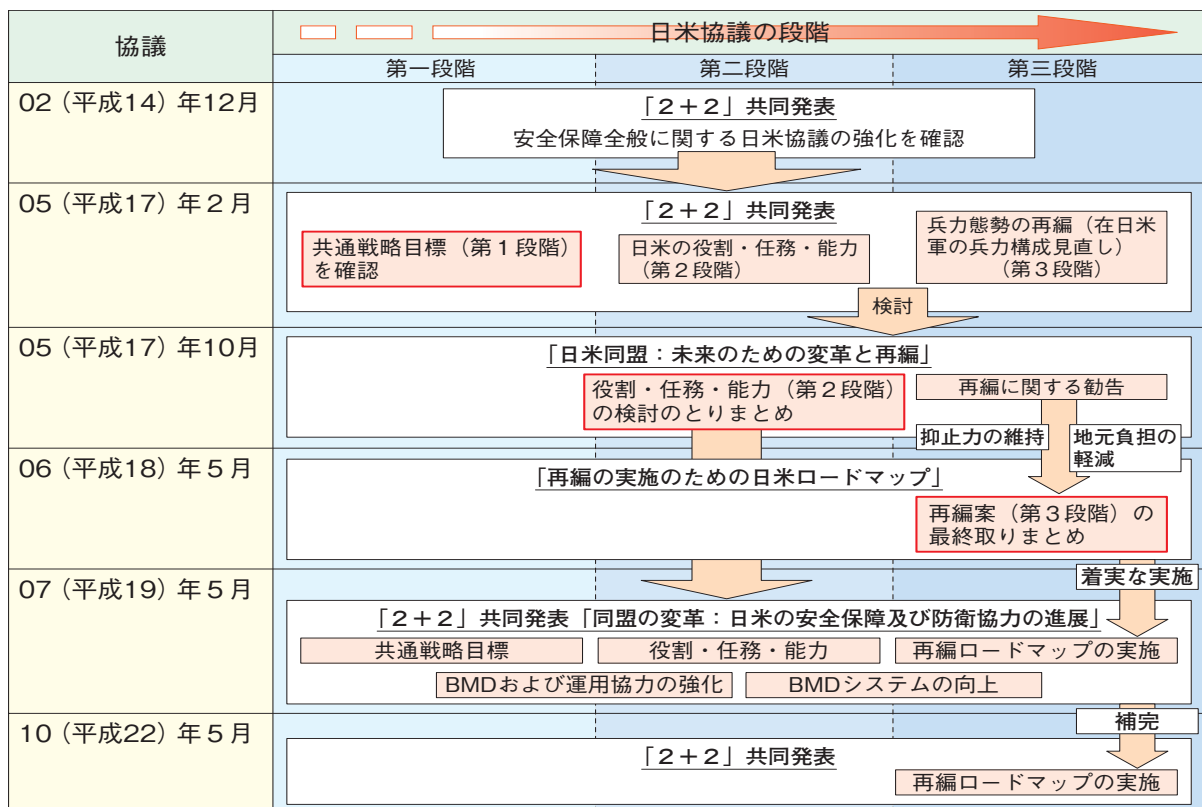
なお、平成19年5月1日のSCCでは、1年前に合意された「再編実施のための日米のロードマップ」を着実に実施していくことの再確認と進展の評価、確認などが行われた。

また、平成22年5月28日のSCCの共同発表では、「再編実施のための日米のロードマップ」に一部追加・補完をし、再編案を着実に実施していくことが再確認された。

平成24年4月27日のSCCの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9千人の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意された。

参考：日米協議の全体像（平成24年版防衛白書より）

図表 Ⅲ-2-2-2 日米協議の全体像



2 在日米軍再編に対する県の対応等

平成17年3月、当時の稲嶺知事が訪米し、ライス国務長官をはじめ米国政府高官等に対し、米軍基地問題の解決を強く求める県民の意向や本県の実状を伝え、理解と協力を求めた。

その際、①海兵隊の県外移転、②嘉手納飛行場の運用改善、③陸軍複合射撃訓練場の建設中止、④日米地位協定の抜本的見直しの4項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。また、訪米に先立って、小泉総理大臣をはじめ関係大臣に対しても要請した。

平成18年5月11日、当時の稲嶺知事は防衛庁長官との間で、「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結した。

その内容は、

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性一に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

となっている。

平成18年5月30日、政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定した。その内容は、在沖海兵隊のグアム移転を早期に実現することが示された一方で、沖縄県の移設条件や名護市の受入条件、地域振興などが明記され、地元の意向が反映されていた平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）の廃止などとなっている。

「再編実施のための日米ロードマップ」では、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小、キャンプ・ハンセン及び嘉手納飛行場の自衛隊との共同使用、嘉手納飛行場からの一部訓練の移転等が示されたが、平成24年4月27日のSCCの共同発表では、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納より南の土地の返還を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、約9千人の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることが改めて合意されている。

「海兵隊のグアム移転」及び「嘉手納より南の施設・区域の返還」が、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離されたことについては、県及び市町村がかねてから要望していたことである。嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、地元の意向を反映させた、計画的な実施とともに、施設・区域の返還に伴う跡地利用への支援及び駐留軍従業員の雇用の確保についても、きめ細かな対応を求めている。

3 ロードマップ（沖縄県関連）の内容と進捗状況

(1) 普天間飛行場代替施設関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>1. 沖縄における再編 (a) 普天間飛行場代替施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる。（※1） この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。 ● 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。 ● 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。（※2） ● 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。 ● 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。 ● 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。 ● 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。 <p>【ロードマップの主な追加・変更点（日米共同発表抜粋）】</p> <p>※1 閣僚は、代替の施設を、海面の埋立てを主な工法として、専門家会合によって記されたようなV字型に配置される2本の滑走路を有するものとすることを決定した。それぞれの滑走路部分は、オーバーランを含み、護岸を除いて、均一の荷重支持能力を備えて、1800mの長さを有する。 閣僚は、環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できる限り、この計画の微修正を考慮し得ることを決定した。</p> <p>※2 閣僚は、普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が従前に目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、日米同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるために、上記の計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。 (2011年6月21日 日米安全保障協議委員会文書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年8月29日、国は「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置し、同飛行場代替施設の建設計画、安全・環境対策等に係る協議を開始 ○ 平成19年5月18日から沖縄防衛局は、現況調査に必要な機器を設置し、順次調査開始 ○ 平成19年8月7日、沖縄防衛局は環境影響評価方法書（以下「方法書」）を沖縄県、名護市及び宜野座村へ送付 ○ 平成19年12月21日、方法書に対する知事意見（飛行場部分）を沖縄防衛局に述べた ○ 平成20年1月21日、方法書に対する知事意見（埋立部分）を沖縄防衛局に述べた ○ 平成20年3月14日、沖縄防衛局は方法書を確定 ○ 平成20年3月15日から沖縄防衛局は環境影響評価（アセスメント）に係る調査を実施 ○ 平成21年4月1日、沖縄防衛局は環境影響評価準備書（以下「準備書」）を県へ送付 ○ 平成21年10月13日、準備書に対する知事意見（飛行場及び埋立部分）を沖縄防衛局に述べた ○ 平成23年12月28日、沖縄防衛局は環境影響評価書（以下「評価書」）を県へ送付 ○ 平成24年2月20日、評価書に対する知事意見（飛行場部分）を沖縄防衛局に述べた ○ 平成24年3月27日、評価書に対する免許等権者意見（埋立部分）を沖縄防衛局に述べた ○ 平成24年4月27日、防衛省は評価書の補正について助言を得るため、有識者研究会を発足 ○ 平成24年12月11日、有識者研究会が最終報告書を防衛大臣に提出 ○ 平成24年12月18日、沖縄防衛局は補正後の評価書を県、名護市及び宜野座村へ送付 ○ 平成24年12月27日、沖縄防衛局は補正評価書について公告

	し、縦覧を開始（平成25年1月29日まで）。環境影響評価の手続きを終了
--	-------------------------------------

(2) 海兵隊グアム移転関連

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(b) 兵力削減とグアムへの移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。 ● 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。 ● 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。 ● 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年5月23日、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の成立し、国際協力銀行（JBIC）による出資、融資などの支援が可能となった。（法施行は平成19年8月29日） ○ 米側に対し平成21年度に約346億円、22年度に約468億円の資金移転を行った。 ○ 平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表において、約9,000人の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されること、対象となる部隊は、第3海兵機動展開旅団司令部、第4海兵連隊並びに第3海兵機動展開部隊の航空、陸上及び支援部隊であること、グアムにおける米海兵隊の兵力の定員は約5,000人であることが示された。

(3) 土地の返還及び施設の共同使用

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。 ● 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。 <ul style="list-style-type: none"> ○ キャンプ桑江：全面返還。 ○ キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。 ○ 普天間飛行場：全面返還。 ○ 牧港補給地区：全面返還。 ○ 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。 ○ 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。 ● 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。 ● SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表において、下記の3区分が示された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 手続後の速やかな返還が可能な区域 <ul style="list-style-type: none"> キャンプ瑞慶覧の一部（西普天間住宅地区及び施設技術部地区内の倉庫地区の一部）、牧港補給地区の一部（北側進入路、第5ゲート付近） ② 県内移設後に返還が可能な区域 <ul style="list-style-type: none"> 牧港補給地区の一部（倉庫地区の大半を含む）、キャンプ瑞慶覧の一部（インダストリアル・コリドー等）、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム ③ 海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域 <ul style="list-style-type: none"> キャンプ瑞慶覧の一部、牧港補給地区の残余 ○ 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成することとされたが、2013年1月時点では、まだ公表されていない。

(4) 施設の共同使用

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>(c) 土地の返還及び施設の共同使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。 ● 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年8月7日に国（防衛施設庁）が、キャンプ・ハンセン共同使用について「キャンプ・ハンセンに関する三町村連絡協議会」と県に対し説明。 ○ 平成19年11月13日に金武町長、宜野座村長、恩納村長がキャンプ・ハンセン共同使用について受入を表明した。 ○ 平成20年2月7日にキャンプ・ハンセン共同使用について日米合同委員会で合意された。 ○ 平成20年3月17日及び18日に、初のキャンプ・ハンセン共同使用による陸上自衛隊の訓練が実施された。

(d) 再編案間の関係

全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついているとされていたが、平成24年4月27日のSCCの共同発表では、「第3海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した」とされた。

(5) ミサイル防衛

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>5. ミサイル防衛</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫にPAC-3が配備された。 ・ 平成18年10月2日～13日 ミサイル本体を含む器材搬入 ・ 平成18年11月30日 PAC-3部隊任務開始式

(6) 訓練移転

ロードマップ（沖縄県関連抜粋）	進捗状況
<p>6. 訓練移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。 ● 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。 ● 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。 ● 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。 ● 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。 ● 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。 ● 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年1月31日に、平成19年度の訓練移転に関する計画が発表された。 ○ 平成22年5月28日の日米安全保障協議委員会共同発表において、グアム等日本国外への訓練移転についても検討することとされた。 <p><実施状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 嘉手納飛行場からの一部訓練の移転は、平成19年3月から平成24年12月までの間、 <ul style="list-style-type: none"> ・タイプⅠ（1機から5機の米軍機が、1日から7日までの間参加）の訓練が8回実施。 ・タイプⅡ（6機から12機が、8日から14日までの間参加）の訓練が3回実施。 ・グアム等への訓練移転が6回実施。（岩国基地所属機の訓練移転が5回、嘉手納基地からの訓練移転が1回） <ol style="list-style-type: none"> ① 平成19年3月5～8日に築城基地において嘉手納飛行場からの移転訓練実施（タイプⅠ） ② 平成19年5月16～23日（土日除く）に小松基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ） ③ 平成19年7月16～21日（土日除く）に三沢基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ） ④ 平成19年9月3日～5日に新田原基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ） ⑤ 平成20年7月23日～30日に三沢基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅡ） ⑥ 平成20年9月2日～4日に新田原基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ） ⑦ 平成20年12月8日～18日に千歳基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ） ⑧ 平成21年2月23日～27日に新田原基地において嘉手納飛行場

から移転訓練実施（タイプⅠ）

- ⑨ 平成21年10月2日～9日に百里基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅠ）
- ⑩ 平成22年1月29日～2月5日に三沢基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅡ）
- ⑪ 平成22年11月8日～19日に千歳基地において嘉手納飛行場から移転訓練実施（タイプⅡ）
- ⑫ 平成23年10月10日～28日にグアム島において、嘉手納基地で訓練予定であった岩国基地所属機の移転訓練実施
- ⑬ 平成23年12月1日～18日にグアム島において、嘉手納基地で訓練予定であった岩国基地所属機の移転訓練実施
- ⑭ 平成24年2月7日～24日にグアム島において嘉手納飛行場から移転訓練実施
- ⑮ 平成24年5月14日～6月8日にグアム島において、嘉手納基地で訓練予定であった岩国基地所属機の移転訓練実施
- ⑯ 平成24年9月27日～10月25日にグアム島において、嘉手納基地で訓練予定であった岩国基地所属機の移転訓練実施
- ⑰ 平成24年11月29日～12月18日にグアム島において、嘉手納基地で訓練予定であった岩国基地所属機の移転訓練実施
- ⑱ 平成25年1月21日～30日にグアム島において、嘉手納基地で訓練予定であった三沢基地所属機の移転訓練実施
- ⑲ 平成25年1月29日～2月15日にグアム島において嘉手納飛行場から移転訓練実施

4 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

政府は、平成18年5月に日米間でとりまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施することが重要との観点から、平成19年2月9日、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」（再編特措法）を閣議決定し、通常国会に提出した。同法案は、同年5月23日に可決、成立し、同年8月29日に施行された。

同法の概要は以下のとおり。

(1) 目的（第1条関係）

この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社日本政策金融公庫の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(2) 再編交付金

ア 再編関連特定防衛施設の指定（第4条関係）

防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

(ア) 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

(イ) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

イ 再編関連特定周辺市町村の指定（第5条関係）

防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前記ア（ア）及び（イ）に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

ウ 再編交付金（第6条関係）

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(3) 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例（第16条関係）

株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第一条^{*1}及び第十一条^{*2}の規定にかかわらず、前記（1）の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

- (ア) 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
- (イ) 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- (ウ) これらの業務に関連して必要な調査を行うこと。
- (エ) (ア) 及び (イ) の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- (オ) これらの業務に附帯する業務を行うこと。

(4) 駐留軍等労働者に係る措置（第25条関係）

国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

*1：株式会社日本政策金融公庫法第1条「株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。」

*2：株式会社日本政策金融公庫法第11条には、同法第1条に掲げる目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫が行う業務が定められている。

第6節 普天間飛行場移設問題

1 経緯

(1) SACO合意と基本計画の決定、推進

普天間飛行場は、市街地の中心部にあつて、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の離発着訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えている。さらに、本県の振興開発を進めていく上で普天間飛行場の跡地利用は極めて重要であることから、地域住民をはじめ県民から早期返還を望む声が高まり、宜野湾市及び沖縄県はこれまであらゆる機会を通して、日米両政府にその返還を強く求めてきた。

平成7年11月、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置され、平成8年4月に中間報告を、12月に最終報告を発表し、普天間飛行場に関しては、5年乃至7年以内に十分な代替施設が完成し、運用可能になった後、全面的に返還すること、代替施設として海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設すること等について合意した。

政府は、平成9年11月、「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」を沖縄県や名護市等に提示した。同年12月、地元名護市において海上ヘリポート建設を問う市民投票が実施され、建設に反対する票が賛成票を上回った。その経過の中で、当時の比嘉名護市長は、海上ヘリポート建設を受け入れることを表明して市長を辞職、平成10年2月に行われた名護市長選挙で、前市長の推す岸本建男氏が当選した。名護市長選挙中、知事は、政府の示した「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」の受入拒否を表明した。

平成10年11月、任期満了に伴う県知事選挙が行われ、軍民共用空港案を公約に掲げた稲嶺恵一氏が当選した。平成11年3月、総務部知事公室に「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室」が設置され、普天間飛行場の県内移設に向けた具体的な取り組みを開始した。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定するとともに、移設候補地が所在する名護市に理解と協力を要請した。また、同月、国に対し移設に当たっての県の考え方を提示した。

平成11年12月27日、名護市長が普天間飛行場代替施設に係る受け入れを表明、翌28日には、県と名護市の要望を踏まえ、代替施設について軍民共用空港を念頭に整備を図ることなどを盛り込んだ「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。平成12年8月には国、県、名護市、宜野座村及び東村で構成される「代替施設協議会」が設置され、2年間9回にわたる協議を経て、平成14年7月、リーフ上を埋め立てて2,000メートルの滑走路を有する代替施設の建設等を内容とする基本計画が決定された。

平成15年1月には、地域の住民生活及び自然環境への影響に配慮しつつ円滑な建設を推進することを目的とする代替施設建設協議会が設置された。また、同年11月、那覇防衛施設局は現地技術調査を行うため、公共用財産使用協議書を県に提出し、県は、平成16年4月、同協議書に同意し、那覇防衛施設局は、環境影響評価方法書の公告・縦覧を開始した。

このような中、平成16年8月に沖縄国際大学の構内に米海兵隊所属ヘリコプターの墜落事故が発生し、市街地の中心部にある同飛行場の危険性を再認識させられた。県は、速やかに日米両政府に対し、普天間飛行場の危険除去のための対策を講じ、危険性を限りなくゼロにするなど再発防止に万全を尽くすよう強く求めた。

(2) 米軍再編に係る日米合意と政府・県・名護市等との協議

SACO最終報告に基づく移設作業が進められる一方で、米国政府は、冷戦の終焉、同時多発テロの発生など国際情勢の変化に伴い、世界における米軍のプレゼンス（軍事展開）、兵力構成、基地のあり方を全面的に見直すための米軍再編を進めており、在日米軍基地のあり方そのものが検討されていた。そのため、知事は、平成17年3月に日米両政府に対し、普天間飛行場を含む在沖米海兵隊の県外移転など4項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。しかしながら、地元で事前の説明もなく、同年10月に米軍再編協議の中間報告として、日米両政府がキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間飛行場代替施設を設置する新たな移設案で合意した。この新たな合意案については、これまでの経緯を踏まえれば、県として、容認できるものではなく、また名護市など地元関係自治体からも反対が表明された。

平成18年1月、名護市長選挙で岸本市長の後継者である島袋吉和氏が初当選した。同年4月、政府は、名護市及び宜野座村が求めていた集落内の上空の航空機の飛行を回避するため、V字型の滑走路とする新たな政府案を提示した。名護市は新たな政府案を基本として代替施設の位置など具体的な建設計画について継続的に協議し、結論を得ることで防衛庁と基本合意書を交わし、同日、宜野座村も同様の基本合意書を交わした。

平成18年5月1日、V字型に2本の滑走路を設置する修正を加えた政府案で、日米間での最終合意がな

された。これに対し知事は、防衛庁長官との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を同月11日に取り交わし、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議していくことを確認した。しかし、同年5月30日、政府は「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」を閣議決定し、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）を廃止した。なお、この5月の閣議決定を踏まえ、平成19年5月に米軍再編を円滑かつ確実に実施するための「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立した。

平成18年11月、任期満了に伴う沖縄県知事選挙で、現行のV字型案は容認できないことや、普天間飛行場の危険性除去などを公約に掲げた仲井眞弘多氏が当選した。また、これに先立つ同年8月、政府は関係大臣、沖縄県知事、名護市長等を構成員とする「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置し、第1回の協議会が開催された。同協議会は、平成21年4月までの間に9回開催され、代替施設の建設計画、安全・環境対策、普天間飛行場の危険性除去、地域振興等について協議された。また、平成20年7月の第8回同協議会における合意を受け、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」と「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」が設置された。「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」は、同年8月から平成21年8月まで4回開催され、危険性除去の諸施策の実施状況、飛行航跡調査結果等について話し合われた。「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」は、平成20年8月から平成21年3月まで4回開催され、環境影響評価の取り組み状況等について話し合われた。

こうした政府と沖縄県、関係地方公共団体との協議と平行する形で、移設先の環境影響評価の手続きは進められた。平成19年5月、那覇防衛施設局が名護市辺野古海域の現況調査としてサンゴの産卵状況を調べる着床具や海象調査機器を設置した。その際、海上自衛隊掃海母艦「ぶんど」の派遣、海上自衛隊の動員があり、県は、反自衛隊感情を助長するようなことは避けるべきとの知事コメントを発表した。同年8月、那覇防衛施設局は環境影響評価の方法書を県に送付したが、県は代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画を協議することや、県の求める普天間飛行場の3年目途の閉鎖状態の実現について条件が整理されていないことから、方法書の受け取りを保留し防衛省に再考を求めた。同年8月、那覇防衛施設局は方法書の公告・縦覧を開始し、10月には方法書に対する住民等意見の概要書が県に提出された。県は、これ以上方法書の受取を保留し知事意見を述べないことは異議がないものとされかねないことから、住民等意見の概要書を受け取り、同年12月、知事は県条例の対象となる飛行場設置事業について36項目233件、平成20年1月に環境影響評価法の対象となる埋立事業について37項目247件の知事意見を沖縄防衛局に提出した。同年3月、国は方法書を確定し、平成21年3月にかけてキャンプ・シュワブ沖の現地調査を実施した。同年4月、沖縄防衛局から当該調査を踏まえた環境影響評価準備書が県に送付され、これに対し県は、10月、知事意見（飛行場設置事業28項目186件、埋立事業32項目316件）を沖縄防衛局へ提出した。

（3）政権交代による取り組みと県内の動き

こうした中、平成21年8月、衆議院議員総選挙が行われ、民主党が308議席を獲得した。同年9月、民主党、社会民主党、国民新党は「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」とする内容を含む三党連立政権合意書に署名し、同月、鳩山由紀夫民主党代表を総理大臣とする鳩山内閣が発足した。同年11月、日米両政府は、普天間飛行場代替施設の検証作業に関し、二国間の閣僚レベルのワーキング・グループを設置することに合意した。同月、知事は総理に対し、明確な方針及び具体案を示すこと等を要請した。同年12月、政府は基本政策閣僚委員会の下に沖縄基地問題検討委員会を設置した。

新政権の取り組みは、県外移設に対する県内の期待を高めることとなった。平成22年1月、名護市長選挙で辺野古移設に反対する稲嶺進氏が初当選し、2月には県議会において「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」が全会一致で可決された。また、同年4月には「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が開催されるなど、県内の状況は大きく変化した。

政府は、普天間飛行場の県外、国外への移設を検討したが、平成22年5月、鳩山総理が来県し、知事との会談の中で普天間飛行場移設先を名護市辺野古とする方針を表明した。同年5月、日米共同発表において普天間飛行場代替施設を「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」ことが確認された。同年8月、政府は、滑走路V字案・I字案を併記した二国間専門家検討会合による「普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書」を公表するとともに、9月に沖縄政策協議会を再開し、同協議会の下に米軍基地負担軽減部会と沖縄振興部会を新たに設置した。

県内においては、平成22年9月、名護市議会議員選挙が行われ、移設反対の市長を支持する与党議員が過半数を占め、同市議会は10月、米軍普天間飛行場「県内移設の日米合意」の撤回を求める意見書を賛成多数で可決した。また、同年9月、知事は県議会で「政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求める」と表明し、11月、任期満了に伴う沖縄県知事選挙で仲井眞弘多氏が再選

された。

平成23年6月、日米両政府は、普天間飛行場代替施設の名護市辺野古崎への設置、埋立によるV字型滑走路とすること等に合意した。平成24年4月、日米両政府において、普天間飛行場代替施設の現行計画は「これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識」が確認された。

一方、環境影響評価については、平成23年12月、沖縄防衛局は環境影響評価書を送付したが、市民団体の抗議を受けたため全てを持ち込めなかった。平成24年1月、沖縄防衛局は不足分の評価書を県に送付した。これに対し県は、2月に飛行場設置事業について25項目175件、3月に埋立事業について36項目404件の知事意見を沖縄防衛局へ提出した。同年4月、防衛省は評価書の補正に向けて有識者研究会を設置し、12月までの間に9回の会合を開催し、同月、沖縄防衛局は、補正後の評価書を県に提出した。

平成24年12月、衆議院議員総選挙が行われ、自民党が294議席を獲得した。

平成25年2月、安倍総理が来県し、知事との会談の中で、普天間の固定化はあってはならず、日米合意に基づき移設を進める意向を示した。同年3月、沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請を北部土木事務所に提出し、県はこれを受理した。

2 SACO最終報告を受けた普天間飛行場移設候補地の選定

(1) 選定に当たっての基本的考え方

移設候補地の選定に当たっては、以下ア～エの4項目の基本方針を設定し、候補地の選定作業を行った。候補地は空港の立地が可能と思われる7カ所を選定し、運航空域条件、社会条件、建設条件、自然条件等について検討した。その結果、移設候補地を2カ所に絞り込み、最終的には、運行空域確保の問題、騒音の問題、アクセスの問題等様々な観点から検討した結果、総合的に判断し、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であるとの結論に達した。

ア 米軍基地の整理・縮小を図るものであること。

イ 住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること。

ウ 建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県民の財産となるものであること。

エ 県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるものであること。

(2) 選定理由

ア 米軍基地の整理・縮小が図られること

現在の普天間飛行場を縮小し、既存の米軍施設・区域内に移設することにより、沖縄の米軍施設・区域の面積を確実に縮小でき、県民の希望する基地の整理・縮小を着実に進めることができる。

イ 騒音の影響を比較的小さくすることができること

航空機の離発着時において、集落への騒音を軽減できる。また、海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音の影響を軽減できる。

ウ 地域振興の促進に寄与することができること

(ア) 地域の経済振興を図ることができる。

当該地域は、一定規模以上の空港の立地が可能であり、軍民共用空港を設置することにより、新たな航空路の開設や空港機能を活用した産業の誘致など地域経済発展の拠点を形成することができ、移設先及び周辺地域はもとより北部地域の自立的発展と振興につながり、ひいては県土の均衡ある発展を実現することができる。

(イ) 空港整備による交通ネットワークの形成が期待できる。

当該地域は、国道329号線と沖縄自動車道が近接し、沖縄本島西側と中南部地域を連結している。新たな空港の整備に伴い、高規格道路の北部延伸など新たな道路を整備することにより、空港を中心とした交通ネットワークが形成され、空港活用の利便性の向上や地域の活性化を図ることができる。

3 米軍再編に係る日米合意を受けた普天間飛行場移設問題の取り扱い

(1) 米軍再編最終報告（再編実施のための日米ロードマップ）の主な内容

ア 普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1,600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

イ 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、

- キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- ウ 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- エ 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- オ 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場返還の前に、必要に応じて行われる。
- カ 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- キ 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立となる。
- ク 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(2) 在沖米軍再編に係る基本確認書について

平成18年5月11日に稲嶺知事は額賀防衛庁長官と「在沖米軍再編に係る基本確認書」を取り交わした。この基本確認書は、政府と沖縄県の立場の相違を踏まえ、米軍再編最終報告を起点に、今後とも継続的に協議を進めていくということを確認するものである。基本確認書の合意内容は、次の5項目である。

- ア 在日米軍の抑止力の維持と沖縄県の負担軽減が両立する方向で対応すること。
- イ 防衛庁と沖縄県は、5月1日に日米で承認された政府案を基本として
 - (ア) 普天間飛行場の危険性の除去
 - (イ) 周辺住民の生活の安全
 - (ウ) 自然環境の保全
 - (エ) 同事業の実行可能性に留意して対応すること。
- ウ 今後、防衛庁と沖縄県、名護市等とは普天間飛行場の代替施設建設計画について誠意をもって継続的に協議すること。
- エ 政府は閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市等と事前にその内容について協議すること。
- オ 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用改善等、対応を検討すること。

(3) 当時の仲井眞県政の対応

普天間飛行場の移設について、県外移転がベストであるが、今回の米軍再編協議の経緯、我が国を取り巻く国際情勢等から判断すると、その実現は困難であることから、普天間飛行場の早期の移設や危険性除去のためには、県内移設もやむを得ないと考えている。

しかしながら、在日米軍再編の実施に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であり、とりわけ代替施設の建設という、住民生活に大きな影響を与えかねない事柄については、地元の意向に対する十分なる配慮が必要であると考えている。

普天間飛行場移設問題を早期に解決しなければならないという認識は、日米両政府と県の一致した認識であると考えており、その進め方については、政府と県が交わした基本確認書、政府と名護市及び宜野座村が交わした基本合意書を基に、政府と県、地元市町村で協議をしながら進めていくべきものであると理解している。

そのため、県としては、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」において、次の二つについて、まず、協議がなされるべきと考えている。

- ア 普天間飛行場の3年を目途とする閉鎖状態の実現について
現在の普天間飛行場の危険性については、移設するまでの間で、その危険性をそのまま放置することはできないことから、基地の提供責任者である政府において、訓練の分散・移転、移駐など、あらゆる方策を検討し、3年を目途に普天間飛行場のヘリ等の運用を極力減らすことを求める。
- イ 現行のV字型案のままでは賛成できないことについて
名護市が求めている可能な限り生活の場から、代替施設を沖合側に寄せてもらいたいという提案については、周辺住民の安全に影響を及ぼさないことなどを目的としており、その考え方は尊重されるべきと考えている。
そのため、代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画が、県、関係市町村と政府の間で協議されることが必要である。
県としては、今後も地元の意向や環境などに十分に配慮しつつ、政府と協議し、移設問題の確実な解決を図っていきたい。

4 現時点における普天間飛行場移設問題に対する県の考え方

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要である。日米両政府は、普天間飛行場の返還合意後、その代替施設を名護市辺野古に移設することで協議を進めてきたが、平成21年9月に「最低でも県外」と訴えていた鳩山内閣が発足し、県外移設に対する県民の期待を高めることとなった。

平成22年1月には辺野古移設に反対する名護市長が誕生し、同年2月には国外・県外移設を求める県議会の意見書の可決、4月には県外移設を求める県民大会が開催されるなど、県内の状況は大きく変化していった。

こうした中、同年5月の日米共同発表において、唐突に、名護市辺野古への移設が合意され、県民の期待は大きな失望に変わった。その後、政府から「何故、辺野古に戻ったか」について、県民の納得のいく説明がなされておらず、地元名護市をはじめ、県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況から、辺野古移設案を実現することは事実上不可能となっている。

県としては、国内の他の地域への移設が、合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めている。

また、現在の普天間飛行場については、移設するまでの間であれ、その危険性をそのまま放置することはできないことから、基地の提供責任者である政府において、抜本的な改善措置を早急に講じ、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを、機会あるごとに政府に対し求めている。